

企6委第065号

松島町長期総合計画及び第5次松島町国土利用計画策定業務委託

仕 様 書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は発注者、松島町（以下「甲」という。）が実施する「企6委第065号 松島町長期総合計画及び第5次松島町国土利用計画策定業務委託」（以下「本業務」という。）の履行に適用するものとする。

- (1) 本業務は、契約書、設計図書、関係規定及び本仕様書に基づき実施するものとする。
- (2) 受託者（以下「乙」という。）は、関連する法令等を遵守しなければならないものとする。

(業務の目的)

第2条 松島町では、平成28年3月にまちづくりの指針である「松島町長期総合計画」（以下「現総合計画」という。）を策定し、「歴史・文化の継承と創造」を基本理念とし、「集い、学び、働き、笑顔あふれる美しいまち松島」の将来像の実現に向けた各施策を推進してきている。

また、令和3年6月には前期基本計画での取り組みを評価、検証するとともに、世界共通の目標である持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえた「松島町長期総合計画後期基本計画」（以下「現後期基本計画」という。）を策定し、町民や事業者、行政等の各主体が役割を分担し、連携・補完し合いながら、各施策を展開してきている。

このよう中、現総合計画が令和7年度に目標年次を迎えることから、本業務は、これまでの各施策における成果や課題を整理するとともに、現総合計画の基本理念となる「歴史・文化の継承と創造」を継承し、新たな将来像の下、町民の声を取り入れながら、「ひと」が集う賑わいの「まち」となる明るい未来への指針となる、新たな「松島町長期総合計画」（以下「総合計画」という。）を策定すること、また、松島町の総合的かつ計画的な土地利用を推進するため、令和3年3月策定の「宮城県国土利用計画－第五次－」（以下「県計画」という。）に即し、目標年次における松島町の土地利用を示す「第5次松島町国土利用計画」（以下「第5次計画」という。）を策定することを目的とする。

(計画期間)

第3条 計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間とする。

(履行期間)

第4条 本業務の履行期間は契約締結から令和8年3月31日までとする。

(業務対象地域)

第5条 本業務の対象地域は、宮城郡松島町地内とする。

(管理技術者・照査技術者)

第6条 乙は、業務における管理技術者及び照査技術者を定め、速やかに甲に通知するものとする。

(1) 管理技術者は、契約図書等に基づき業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。

(提出書類)

第7条 乙は、業務の着手及び完了にあたって甲の契約書に定めるもののほか、下記の書類を提出し承認を受けるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) その他必要書類

(打合せ等)

第8条 乙は、業務を適正かつ円滑に実施するため、甲と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度記録し、相互に確認しなければならないものとする。

- (1) 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、甲と乙は打合せを行うものとし、その結果について記録し相互に確認しなければならないものとする。
- (2) 乙は、打合せに関する記録簿を作成し、5日以内に甲に提出するものとする。

(資料等の貸与及び返還)

第9条 甲は、業務遂行上で必要となる図書及びその他関係資料等を乙に貸与するものとする。乙は、貸与された図書及び関係資料等が必要なくなった場合は、ただちに返還するものとする。

(著作権等の取扱い)

第10条 本業務に関する著作権等の取扱いについては、下記事項を遵守すること。

- (1) 本業務の履行に伴い生じた著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に、発注者に無償で譲渡する。
- (2) (1)にかかわらず、本業務委託中、受注者又は第三者が委託前より権利を有していたものに関する権利は、受注者等に留保されるものとする。
- (3) 受注者は発注者に譲渡した著作物については、著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに定める権利をいう。）を行使しないものとする。
- (4) 発注者に納品された著作物については、発注者又は発注者が指定する第三者が行う次の行為について、受注者は許諾するものとする。

ア 発注者の業務の用に供する範囲において、複製（電磁的な記録などを行う場合を含む。）を行うこと

イ 発注者の業務の用に供する範囲において、加除、改変又は編集を行うこと

- (5) 受注者は業務の成果物に含まれる写真・イラスト・その他の資料で第三者が権利を有する著作物等が含まれている場合は、当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾に係る一切の手続きを行なうものとする。

(成果品の帰属)

第11条 本業務における成果物は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の許可なく使用、流用してはならない。

(成果品の検査等)

第12条 成果品の検査については、管理技術者立会いのうえ発注者の承認を得た後で受けるものとする。また、本業務の途中においても、発注者は必要に応じて随時仕様書に基づき検査を行い、受注者に対し不備な箇所について必要な指示を与えることができる。その結果、訂正等の指示を受けた場合は、受注者は、速やかにその指示に従わなければならない。

(成果品の瑕疵)

第13条 検査完了後から1年間、成果品に瑕疵が発見された場合、受注者は発注者の指示に従い必要な処置を受注者の負担において行うものとする。受注者の責に帰する誤りや不良個所が発見された場合は、発注者受注者協議のうえ、速やかに必要な処置を行うものとする。

(関係官公庁その他への手続き等)

第14条 乙が業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに処理するものとし、乙が関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を甲に報告し協議するものとする。

(疑義)

第15条 乙は、業務の実施にあたり、設計図書等に疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については甲と協議の上行うものとする。

第2章 次期総合計画策定

(業務内容)

第16条 総合計画策定の業務内容は、次に掲げる業務とする。なお、乙は次に掲げる業務のほか、業務の目的を達成するために必要となる作業、関係者協議等を甲と協力して進めるものとする。

- (1) 令和6年度業務
ア 計画策定準備

①（仮称）松島町長期総合計画策定検討委員会等の運営補助

総合計画及び同時期で作業が進められる第5次計画の構築、町の関連計画との関わり、松島町が目指すべき方向性等を検討する場として、甲が開催する「（仮称）松島町長期総合計画策定検討委員会」等の会議に出席するとともに、資料の作成及び会議録の作成を行う。

②現況データの収集及び整理

松島町の現状を把握するため、上位・関連計画とし、宮城県の総合計画や整備・開発又は保全の方針、広域行政計画、その他自治体の構想・計画等を収集し内容等を整理する。

また、総合計画策定の基礎資料として活用するため、自然的条件（地形、自然環境）、社会的条件（人口、産業、財政等）のほか、土地利用、都市施設、各種法規制等の都市現況データを収集・整理する。この際において、将来都市構造を想定する指標として活用する項目については、過去からの経年変化、動向を含め整理する。

③各課ヒアリングの実施支援

庁内の関係各課に対し、事務局によるヒアリングを踏まえ、総合計画策定に向けた意見、要望を把握する。また、現総合計画の実績点検のため、関係各課記入用の事業カルテを作成するとともに、現総合計画に基づく成果及び未達成点などを把握、整理する。

イ 基礎調査

①社会経済状況の分析

総合計画策定の基礎資料として活用するため、「少子高齢化」、「国際化」、「情報化」、「住民ニーズの多様化」及び「ライフスタイルの変化」などの動向を把握するとともに、社会情勢の変化や国内経済の見通し等の分析を行う。

②都市の分析

松島町の「広域的な位置づけ」をはじめ、「基盤整備」、「産業」、「生活環境」、「医療・福祉」、「教育・文化」、「行財政」等の視点から町の現状を分析するとともに、今後のまちづくりにおける問題点を抽出する。

③人口ビジョンの策定支援

時系列による人口動向や年齢階級別の人口移動分析を行う。

（ア）時系列による人口動向分析

（イ）人口移動に関する分析

（ウ）出生に関する分析

（エ）雇用や就労等に関する分析

④総合戦略の検討支援

現後期基本計画で包含している「松島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）について、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略や宮城県の「宮城県地方創生総合戦略」を勘案し、松島町の実状に応じた現計画の評価及び次期総合戦略の目標や施策の基本的方向、具体的な施策等の策定支援を行う。

⑤ 町民懇談会等の支援

地区レベルの問題や課題を把握するとともに、総合計画策定に向けた住民意向の反映と町民参加を喚起するため、甲が開催する町民懇談会等で使用する会議資料の作成、会議への出席及び議事録の作成を行う。

⑥ その他

本業務遂行にあたり必要と思われる調査を、甲乙協議の上実施する。

(2) 令和7年度業務

ア 将来フレームの検討

松島町の将来像を定量的に分析・評価するための指標として、「人口」をはじめ、「土地利用」、「産業」、「財政」に関する将来フレームを検討する。この際において、目標年次はおおむね10年後とするが、進行管理ができるように中間年次予測を合わせて実施する。

なお、土地利用に関する将来フレームについては、第5次計画との整合を図るものとする。

イ 基本構想（原案）の作成

令和6年度業務内容を踏まえ、松島町のまちづくりの方向性として望ましい姿を検討し、基本構想（原案）を作成する。

ウ 基本計画骨子案の作成

基本構想（原案）をもとに、（仮称）松島町長期総合計画策定検討委員会等での検討を踏まえ、基本計画骨子案を作成する。

エ 基本計画案の作成

（仮称）松島町長期総合計画策定検討委員会等で検討された結果をもとに、文章表現や項目ごとの整合等を検証し、基本計画案を作成する。

オ 総合計画書（原案）の作成

基本構想（原案）及び基本計画案をもとに総合計画書（原案）を作成する。

カ 計画書作成

作成された総合計画書（原案）に対し、年間行事などの写真やイラスト等を組み入れ、デザイン化した総合計画書の原稿を作成するほか、住民に対し総合計画を周知するための概要版の原稿を作成する。

キ 実施計画の策定支援

実施計画の機能、様式や策定方法の検討を行う等、実施計画の策定支援を行う。

ク 総合戦略の検討

総合戦略の内容及び位置づけについて、総合計画との整合性に留意しながら反映方法について整理する。

（成果品取りまとめ）

第17条 各業務年度に係る成果品として次の作成、取りまとめを行う。

(1) 令和6年度

ア 業務報告書 1部

(A 4版、ファイル綴じ仕様(永年保存に耐えうる仕様)、令和6年度業務検討資料(基礎調査内容及び議事録含む)を統合整理したもの)

イ 電子媒体一式

ウ その他甲が必要とするもの 一式

(2) 令和7年度

ア 業務報告書 1部

(A 4版、ファイル綴じ仕様(永年保存に耐えうる仕様)、令和7年度業務検討資料(基礎調査内容及び議事録含む)を統合整理したもの)

イ 長期総合計画書 150部

ウ 長期総合計画書(概要版) 400部

エ 電子媒体 一式

オ その他甲が必要とするもの 一式

第3章 第5次計画策定

(業務内容)

第18条 第5次計画策定の業務内容は、次に掲げる業務とする。なお、乙は次に掲げる業務のほか、業務の目的を達成するために必要となる作業、関係者協議等を甲と協力して進めるものとする。

(1) 令和6年度業務

ア 基礎調査

① 土地利用現況調査

「土地利用現況等把握調査(宮城県)」の利用区分の定義及び把握方法に従い、
存の資料、統計書及び台帳等をもとに、松島町の現況土地利用面積を整理・把握する。

② 土地条件調査

土地の特性を把握するために既存の地図及び資料をもとに、自然的条件、社会的条件、歴史的・文化的条件等を整理・把握する。

③ 土地利用転換等の実態調査

将来の土地利用状況を推定するため、既存資料等を活用し土地利用区分別の土地利用の推移及び土地利用転換の状況等を整理・把握する。

④ 社会・経済等の現況調査

現況の土地利用の成因及び将来の土地利用のあり方に関係する主要な社会経済要因として、既存資料を活用し、松島町の人口構成・動向、産業の集積・構成状況、通勤・通学等の生活行動の空間的な広がり等を整理・把握する。

⑤ 既往計画の検証

既往の計画等で定められた目標数値との比較において、現況土地利用面積との差異成因に関する考察とともに、取りまとめを行う。

イ 土地利用の分析

基礎調査結果に基づく松島町の土地利用現況に対し、総合的な国土利用の観点から、現況における問題点、また将来に対する課題点を検討し、土地利用上の問題・課題を取りまとめる。

また、将来的な土地利用の保全の必要性、将来の土地利用の可能性について検討を行い、保全区域、開発が可能な区域を抽出・整理する。

(2) 令和7年度業務

ア 計画案（素案）の作成

① 国土利用に関する基本構想の作成

国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下「法」という。）第2条の主旨に即しつつ、国土利用に関する全体方針及び利用区分毎の基本方針を検討し、国土利用の基本理念を検討する。

また、国土の安全確保、環境の保全及び土地の有効利用等の観点から、今後の土地利用のあり方や土地利用推進上の問題点等を検討する。

さらに、関連市町との連携等の広域的な観点から検討を行い、土地利用構想図（案）を作成する。

② 国土の利用目的に応じた区分ごとの目標規模の整理

宮城県国土利用計画の土地利用区分と整合する「農用地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」、「宅地」、「その他」及び「市街地」の区分において、目標年次における土地利用面積（規模）を整理する。

なお、目標値の算出に必要なデータは、甲が提供する。

③ 地域別の土地利用規模の検討

自然的条件をはじめ、社会的条件、経済的・文化的条件を勘案し地域区分を検討する。

また、前項で整理した利用目的に応じた区分ごとに、目標年次における土地利用規模を概略的に検討する。

④ 目標を達成するために必要な措置の検討

これまでに検討した目標値を達成するために必要となる措置・方策について、「全体的な措置・方策」と「利用区分別の措置・方策」のそれぞれについて検討を行う。

イ 宮城県土地利用調整会議用資料の作成

宮城県国土利用計画との整合を図るために実施する宮城県との土地利用調整会議に必要な資料作成を行う。

なお、県との調整会議は1回を想定する。

ウ 国土利用計画書の作成

委員会等での審議や県との調整結果に基づき、国土利用計画書を作成する。

（成果品取りまとめ）

第19条 各業務年度に係る成果品として次の作成、取りまとめを行う。

(1) 令和6年度業務

ア	参考資料（中間報告書） （A4版、コピー・簡易製本）	5部
イ	土地利用現況図及び参考図（着色図面）	各1部
ウ	住民意向調査票（原票）	1部
エ	その他甲が必要とするもの	一式
(2) 令和7年度業務		
ア	参考資料（A4版）	5部
イ	国土利用計画書（A4版）	100部
ウ	土地利用構想図（着色図面）	1部
エ	その他甲が必要とするもの	一式

第4章 住民意向調査及び委員会等運営支援

（住民意向調査）

第20条 多様な住民のニーズを把握することを目的とした住民意向調査（以下「アンケート調査」という。）を企画、実施、集計、分析し、計画に反映すべき住民意向を把握、整理する。

(1) 事前検討（各種計画の把握）

アンケート調査に向けた事前検討として、既往の計画・統計資料等及び土地利用の変遷や動向等を把握し、アンケート設計（設問内容の設定とアンケート結果の想定・活用方法等）を行う。

(2) アンケート調査

総合計画及び第5次計画の策定に向け、住民の意向を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、調査結果を集計・分析し、本町の将来ビジョンや土地利用のあり方等の視点から整理する。

なお、アンケート調査の実施には、調査票の原案作成・印刷、配布・回収を含むものとする。

ア 対象者数 町内在住の4,500人（抽出を想定）

イ 調査票の配布回収方法 郵送配布・郵送回答

（委員会等の運営支援）

第21条 甲が運営する各種委員会等の開催に必要な資料の作成（説明用の電子データ（パワーポイント等）及び説明用原稿等含む。）、議事録の作成を行う。

ただし、必要に応じて開催回数を増減することがある。

(1) 令和6年度開催予定委員会

（仮称）松島町長期総合計画策定検討委員会 5回（想定）

（仮称）松島町長期総合計画策定検討庁内会議 5回（想定）

松島町総合計画審議会 3回（想定）

松島町議会 2回（想定）

(2) 令和7年度開催予定委員会

(仮称) 松島町長期総合計画策定検討委員会	5回(想定)
(仮称) 松島町長期総合計画策定検討庁内会議	5回(想定)
松島町総合計画審議会	4回(想定)
宮城県土地利用調整会議	1回(想定)
松島町議会	4回(想定)

(パブリックコメント実施支援)

第22条 パブリックコメント実施内容の検討及びパブリックコメントで寄せられた住民意見の整理と次期総合計画への反映方法の検討支援を行う。